

質問回答書

回答日 令和7年(2025年)9月11日

募集施設名	函館フットボールパーク	
	質問事項	回答事項
	現在募集している複数の施設に同時に応募することは可能か。	・複数の施設に同時に応募することは可能です。
	複数の施設への同時応募が可能な場合、もし複数の優先交渉者となったら、契約をする施設を選択することは可能か(一部の施設の辞退は可能であるか)。	・優先交渉者を辞退することは可能です。 その場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
	優先交渉者となった場合、施設の看板等の標示変更を行うこととなるが、当該施設のどの看板が対象となるのか教えて欲しい。	・対象の看板は別添の写真のとおりですので、掲出場所や掲出方法を検討する際の参考としてください。 なお、看板等の設置および変更等につきましては、函館市屋外広告条例など関係法令等を遵守してください。
	表示変更に伴う工事費用の概算金額は、市で把握しているのか。	・表示変更等に伴う工事費用について、市では把握していません。
	表示変更に伴う工事にかかる業者の選定は、優先交渉者に一任されるのか。	・表示変更にともなう工事施工業者については、優先交渉者において手配してください。
	契約に至った場合の契約期間中の契約料の支払いについては、年度単位もしくは一括のどちらとなるのか。 また、選択は可能となるのか。	・契約料の支払いについては、一会計年度単位で各年度の4月末日にお支払いさせていただきます。 また、契約期間開始日が年度途中の場合、初年度分の支払い期日については、契約月の末日となります。 なお、契約額が高額である等の理由で、4月末日に該当年度分の一括納付が困難な場合は、協議のうえ、支払回数を増やすことも可能ですが、後払いとならないように設定いたします。

質問事項	回答事項
<p>当社においては、函館市に対し低圧電力を供給しておりますが、国が推す地産地消型の再エネ導入を推進するため、函館市で発電した再生エネルギーを当社にて買取らせていただき、その電力を応募施設に供給しネーミングライツ料と相殺することは可能でしょうか？</p> <p>また、可能な場合、現在の電力使用量（月別・年間）の情報を提供していただくことは可能でしょうか？</p>	<p>・物品や役務等の提供のご提案の場合、金額換算したうえでネーミングライツ料とみなすこととなりますが、ご質問の電力および燃料油にかかる経費につきましては、当該施設を運営する指定管理者の委託料に含まれておりますことから、相殺することはできません。</p>
<p>当社は、函館市の物品供給等入札参加資格者を得ておりますが、指定管理者が管理する施設へ燃料油を供給し、ネーミングライツ料と相殺することは可能でしょうか？</p>	<p>・同上</p>
<p>愛称名に当社のロゴマークを含めることは可能でしょうか？</p> <p>また、パンフレット等の印刷物や市ホームページにもロゴマークを付加していただくことは可能でしょうか？</p>	<p>・愛称名にロゴマークを含めることは可能です。パンフレット等の印刷物や市ホームページの掲載につきましては、費用負担を含めて指定管理者、関係部局と調整のうえ決定いたします。</p>
<p>看板等の設置について、看板の大きさ（縦・横）、設置場所、材質についての制限はあるか。</p> <p>また、当社のロゴマークのみの看板等の設置は可能か。</p>	<p>看板等の設置および変更等につきましては、函館市屋外広告条例など関係法令等を遵守のうえ、設置前に市と協議し、決定していただきます。</p> <p>なお、ロゴマークのみの看板等は、フットボールパークに直結しない看板となりますので、設置不可です。</p>
<p>現状の名称が表示されている看板等の工作物について、名称変更は可能か。</p>	<p>敷地内外の看板等の表示変更や設置については、ネーミングライツパートナーの費用負担により実施が可能です。募集要項8をご参照ください。</p>

質問事項	回答事項
<p>契約終了時の原状復帰について、現状の建物や工作物等の経年劣化（塗装面等の日焼け・色落ち，錆，変質）や通常摩耗はどのように判断されるのか。</p>	<p>契約終了時に行っていただく原状回復は，ネーミングライツパートナーによる設置物や変更内容を契約前の状態に戻すことが基本となりますが，施設の経年劣化や通常使用による摩耗につきましては，ネーミングライツパートナーの責任によるものではないため，原状回復の必要はありません。</p> <p>ネーミングライツパートナーによる変更を行う際は，事前に市とネーミングライツパートナー双方で現状確認することとし，原状回復の際には，改めて双方で現状確認を行い，復旧範囲を協議・確認いたします。</p>
<p>ネーミングライツパートナーに選定された場合，自社で発行する印刷物や自社のホームページ・SNSに施設や看板等の画像を利用することは可能か。</p>	<p>ネーミングライツパートナーの印刷物やホームページにフットボールパークや看板等の画像を利用することは，事前に市の承認を得ることで可能ですが，以下の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営利目的が過度に強調されるような内容は不可 ・過度に商業的・政治的・宗教的な印象を与える内容は不可 ・市の名誉や信用を損なわないこと ・画像等に含まれる市の名称・ロゴ・他団体の権利等に配慮すること